

調布市バリアフリー

交通安全特定事業計画

調布駅・布田駅・国領駅周辺地区

平成25年3月

東京都公安委員会

**調布市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、調布市バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	調布駅北口駅前広場			京王 調布駅 布田駅 国領駅	調布パルコ、調布クレストンホテル
②	調布駅南口駅前広場				グリーンホール、総合福祉センター
③	市道南21号線	電通大通り	①調布駅北口駅前広場～西友調布		西友調布、調布パルコ、調布クレストンホテル
④	市道南29号線	東急前通り	②調布駅南口駅前広場～調布とうきゅう		ロイヤルプラザ、調布とうきゅう
⑤	市道南27、18-8号線		⑨市道南27号線～文化会館たづくり		グリーンホール、総合福祉センター、中央図書館、保健センター、文化会館たづくり
⑥	調布7・5・1号線		⑤市道南27、18-8号線～教育会館		中央図書館、保健センター、文化会館たづくり、調布市役所、教育会館
⑦	市道南26号線		②調布駅南口駅前広場～⑩調布7・5・1号線		
⑧	市道南20号線		①調布駅北口駅前広場～⑩調布7・5・1号線		
⑨	市道南27号線		④東急前通り～⑤市道南27、18-8号線		
⑩	調布7・5・1号線		⑤市道南27、18-8号線～⑪旧甲州街道		グリーンホール、総合福祉センター、調布東山病院
⑪	一般都道北浦上石原線	旧甲州街道	③電通大通り～⑩調布7・5・1号線		西友調布、調布パルコ、調布クレストンホテル
⑫	主要市道21号線	布田南通り	⑭旧甲州街道～⑮布田駅前広場		
⑬	国領駅北口駅前広場				コクティール
⑭	国領駅南口駅前広場				ココスクエア調布

⑮	調布3・4・18号線		⑰甲州街道～⑳旧甲州街道	
⑯	主要地方道大田調布線	狛江通り	⑱品川通り～⑳旧甲州街道	コクティール、コススクエア 調布
⑰	一般国道20号	甲州街道	⑮調布3・4・18号線～調布郵便局	調布郵便局
⑱	主要市道12号線	品川通り	⑯狛江通り～イトーヨーカドー	イトーヨーカドー
⑲	調布3・4・28号線		㉑旧甲州街道～現鉄道敷地	
㉑	一般都道北浦上石原線	旧甲州街道	③電通大通り～⑮調布3・4・18号線	
㉒	布田駅前広場			

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
⑪	一般都道北浦上石原線	③電通大通り～⑩調布7・5・1号線	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成25～32年度
⑫	一般都道北浦上石原線	③電通大通り～⑮調布3・4・18号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施 (2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み (3) エスコートゾーンの整備(注1) ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施 (2) 調布市による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施 (3) 調布市と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施	平成25～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

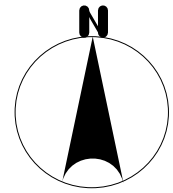
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

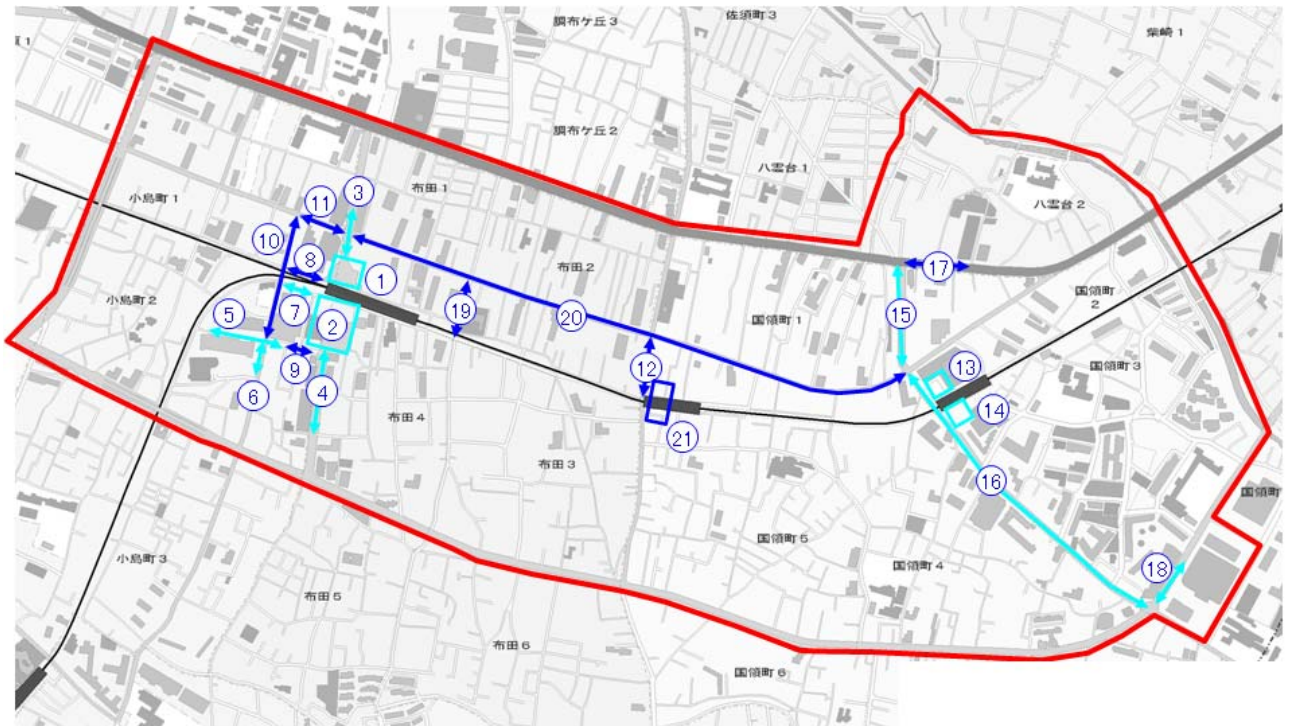
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	調布市
重点整備地区名	調布駅・布田駅・国領駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>



: 重点整備地区



: 道路の区間 (新設生活関連経路)



: 道路の区間 (既設生活関連経路)

